

譲渡推進施設基本構想調査委託業務 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

譲渡推進施設基本構想調査委託業務

(2) 業務内容

別添「譲渡推進施設基本構想調査委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託金額の上限

18,865,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

2 応募資格

以下のすべてに該当する者であることとする。

なお、企業共同体（J V）形式での応募も認めるが、J Vに参加するすべての者が応募資格（1）から（3）までを満たす必要がある。なお、応募資格（4）から（6）までについては、J Vに参加する者のうち主たる者が満たす必要がある。また、1 事業者が 2 つ以上の J Vに重複すること及び J Vに参加しながら単独での提案を行うことはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の応募受付期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 企画提案書の応募受付期間において、愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 令和 6・7 年度入札参加資格者名簿において、大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「07. 調査委託」に登録されている者であること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 37 条の 2 に規定する動物愛護管理センターに関する調査又は検討業務（基本構想及び基本設計等の策定業務に関連した調査又は検討業務を含む。）の受託の実績があること。
- (6) 県内に本社又は支店（支社）があること。

3 募集期間

令和 7 年 3 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時まで

4 応募方法

(1) 提出書類

別紙「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。（メールやFAXは不可。）

(4) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 獣医衛生・動物愛護グループ

(5) 問合せ先

本業務に関して質問等がある場合は、質問書（様式4）を令和7年4月4日（金）午後5時までにメールで送信すること。（送信先は eisei@pref.aichi.lg.jp）質問等への回答は、令和7年4月8日（火）頃までに愛知県のホームページに掲載する。

ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

(6) 注意事項

ア 企画提案は、1者につき1点のみとする。

イ 提出書類の作成や提出に必要な経費は応募者の負担とする。

ウ 企画提案の差し替え及び再提出は、原則として認めない。

エ 提出書類は返却しない。

オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

カ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえたうえで愛知県が判断する。

キ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

ク 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

ケ 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、又は指示事項に違反した場合

b 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

5 参考資料について

応募を希望する者は、企画提案書の作成に際して参考となる令和6年度譲渡推進施設検討調査報告書を送付するので、秘密保持に関する誓約書（様式5）を添付のうえ令和7年4月4日（金）までにメールにより連絡すること。（送信先は eisei@pref.aichi.lg.jp）なお、メールの題名は、「譲渡推進施設基本構想調査委託業務応募希望」とすること。

6 説明会の開催について

応募希望者を対象に以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会への出席は応募の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

(1) 日時

令和 7 年 3 月 31 日 (月) 午後 2 時から

(2) 形態

オンライン形式 (Microsoft Teams による)

(3) 申込方法

会社名、参加者の所属・役職・氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入のうえ、令和 7 年 3 月 28 日（金）正午までにメールにより連絡すること。（送信先は eisei@pref.aichi.lg.jp）なお、メールの題名は、「譲渡推進施設基本構想調査委託業務説明会参加申込」とすること。

参加申込を受け付けた後、URL 等の詳細情報をメールで送付する。

7 契約条件

(1) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 に該当する場合は、全部又は一部免除とする。

(2) 委託方法

企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と仕様書及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

(3) 支払方法

精算払いとする。

8 審査方法

(1) 審査手順

県が別に設置する企画審査委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）を行う。書類審査及び企画審査委員会は非公開とし、審査に関する問合せ及び異議申し立ては認めない。

一次審査の選考通過者は 3 者とし、応募者全員に選考結果を書面で通知する。ただし、応募者が 3 者以下の場合は、一次審査は実施しない。

(2) 二次審査について

ア 日程

令和 7 年 5 月 16 日（金）午後（予定）（日時は決定次第別途通知する。）

イ 会場

愛知県庁内の会議室（予定）

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書により行い、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。また、追加書面の提出は認めない。説明は1者あたり15分程度とし、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

詳細については、参加者の決定後に通知する。また、参加者全員に審査結果をメールで通知する。

(3) 審査基準

評価項目		審査の視点
1	業務実績及び業務体制	・本業務の遂行に必要なかつ十分な体制が組まれているか。 ・本業務を実施するために必要なスキルやノウハウ、専門的知見等が十分にあるか。 ・本業務と類似する業務に関する実績を有しているか。 ・業務の進行に必要な助言や提案が十分に期待できるか。
2	(1)業務全体の方針、スケジュール	・業務全体の方針、業務実施の行程（プロセス）、スケジュールは適切か。
	(2)センター本・支所の役割や施設規模等の整理	・敷地条件等の整理の方法は適当であるか。 ・民間との協働可能性調査について、今後の長期的な見通しを持った上で、令和7年度必要な調査について提案されているか。 ・令和6年度譲渡推進施設検討調査結果を踏まえた動物愛護センター本・支所の役割整理の提案となっているか。 ・検討に、県の考え方、有識者会議の結果及び先進事例調査の結果が十分に反映されるような提案となっているか。 ・必要な人員・施設規模の算出方法は適当であるか。
	(3)各施設の整備方針検討の方法	・整備手法の検討について、業務の進め方は適当か。 ・調査結果として、本県が必要とする成果物の提案がされているか。
	(4)追加提案の趣旨及び独自性	・追加提案は本事業の趣旨に沿った適当なものであるか。
3	経費積算	・事業の実施に必要な経費を適正に積算しているか。
4	社会的価値の実現に資する取組み	以下の取組みを行っているか。 ・環境に配慮した事業活動 ・障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成） ・男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進） ・仕事と生活の調和の推進 ・その他（エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進）

9 スケジュール

令和7年3月25日（火）	告示
3月31日（月）	説明会
4月4日（金）	質問受付締切
4月25日（金）	企画提案書提出締切
5月16日（金）	企画審査委員会開催
5月中旬	審査結果通知
5月下旬	契約締結